第一 基本理念及び国等の責務

一基本理念

この法律に基づく措置は、 高齢者、 障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよ

うな社会における事物、 制度、 慣行、 観念その他 切のものの除去に資すること及び全ての 国民が年齢

障害の・ 有無その他 の事 情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨とし

て、 行わ れ なければならないことを基本理念として定めるものとすること。 (第一条の二関係)

一 国等の責務

1 玉 の責務に、 関係行政機関及び高齢者、 障害者等、 地方公共団体、 施設設置管理者その他の関係者

で構成する会議 における定期的 な評価その他のこれらの者の意見を反映させるために必要な措置に係

る規定を追加するものとすること。

(第四条第一項関係)

2 玉 は、 教育活 動、 広報活 動等を通じて、 高齢者、 障害者等が公共交通機関を利用 L て移 動 するため

に必要となる支援等の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないものとすること。

(第四条第二項関係)

3 国民 は、 高齢者、 障害者等が公共交通 機関を利用して移動するために必要となる支援等の 協 労力をす

るよう努めなければならないものとすること。

(第七条関係)

第二 公共交通事業者等の範囲の拡大

この法律における 「公共交通事業者等」 に、 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海

上運送法に よる旅 客不定期航路 事 業者を加 えるものとすること。

(第二条第四号関係

第三 公共交通事業者等による取組の強化

高齢者、 障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援に係る努力義務の創設

公共交通事業者等は、 高齢者、 障害者等に対し、 これらの者が公共交通機関を利用して移動するため

に必要となる乗降につい ての介助、 旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努め なけ れば

ならないものとすること。

(第八条第四項関係

二 公共交通事業者等による計画の作成等

1 主務大臣は、 旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、 旅客施設及び車両等を公共交通

移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置等並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が

講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に

関し、 公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとすること。

(第九条の二関係)

2 主務大臣は、 旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、 公共

交通事業者等に対し、 1の判断 の基準となるべき事項を勘案して、 旅客施設及び車両等を公共交通移

動 等円 滑化基準に適合させるために必要な措置等の実施について必要な指導及び助言をすることがで

きるものとすること。

3

(第九条の三関係)

公共交通事業者等(一定の要件に該当するものに限る。 4及び5において同じ。) は、 毎年度、 1

 \mathcal{O} 判 断 の基準となるべき事項において定められた目標に関し、 その達成のための計画を作成し、 主務

大臣に提出しなければならないものとすること。

(第九条の四関係)

4 公共交通事業者等は、 毎年度、 3の計画に基づく措置の実施 の状況等を主務大臣に報告しなけ れば

ならないものとするとともに、これらを公表しなければならないものとすること。

(第九条の五及び第九条の六関係)

5 主務 大臣 は、 公共交通 事業者等 の事 · 業 の 用 に供する旅客施 設 及び 車 両 等 \mathcal{O} 移 動 等 円 滑 化 \mathcal{O} 状 況 が 1

 \mathcal{O} 判 断 \mathcal{O} 基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、 当該 公共交通 事業者等

に対し、 当該旅客施設及び車 両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をするこ

とができるものとするとともに、 勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、

その旨を公表することができるものとすること。

(第九条の七関係)

第四 高 齢 者、 障 害者 等が 施設を円 滑 に利 用するために必要となる情報 \mathcal{O} 提供

道 路管 1理者、 路外駐車場管理者等、 公園管理者等及び建築主等は、 これらの者が管理等する新設特定

道 路 新設: 特定路 外駐車場、 新設特定公園施設及び新築特別特定建築物について、 高 齢 [者、 障害者 等に

対し、 これらの者が当該新設特定道路等を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供 するよう

努めなければならないものとすること。

第十条、第十一条、第十三条及び第十四条関

係

第五 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等

建築主等は、 定の要件に適合する建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円

滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務大臣が認める旅客施設

 \mathcal{O} 敷地に隣接 又は近接する土地において当該建築物特定施設を有する建築物 (以 下 「協定 建 築物」

という。)の建築等をしようとするときは、 協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、 所管行

政庁の認定を申請することができるものとすること。

所管行政庁は、 の計画が一定の基準に適合すると認めるときは、 認定をすることができるものとす

ること。

三 二の認定を受けた計画に係る協定建築物について容積率に係る特例を設けるものとすること。

(第二十二条の二関係)

第六 市町村による移動等円滑化の取組の強化

一 移動等円滑化促進方針の作成等

1 市 町 対は、 基本方針に基づき、 単独で又は共同して、 当該市 町村の区域内の移動等円滑化促進地区

に ついて、 移動等円滑化促進方針を作成するよう努めるものとすること。

2 都道府県は、 市町村に対し、その求めに応じ、 移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実

な実施 に関い Ļ 各 市 町村の区域を超えた広域的な見地 つから、 必要な助言その他の援助を行うよう努め

なければならないものとすること。

第二十四条の二関係

3 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、 旅客施設 0 建設

道路の新設等当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある一定の行為をしよ

うとする公共交通事業者等又は道路管理者は、 当該行為に着手する日の三十日前までに、 行為 0 種 類

等を市町村に届け出なければならないものとすること。

4 市 町 村 は、 3 \mathcal{O} 届出が あっ た場合において、 その届出に係る行為が移動等円滑化促進 地区に、 お ける

移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、 その 届 出に係

る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができるもの

とすること。

5 市 町 対は、 4 0 要請を受けた者が当該要請に応じないときは、 その旨を主務大臣 に通知することが

できるものとするとともに、 主務大臣 は、 当該 通知が あった場合にお いて、 当該要請 を受けた者 が 正

当な理由がなくて必要な措置を実施していないと認めるときは、 当該要請を受けた者に対し、 当該措

置を実施すべきことを勧告することができるものとすること。

(第二十四条の六関係)

二 基本構想の作成等

市 町村 は、 基本構想を作成するよう努めるものとするとともに、 都道府県は、 市町村に対し、 その求

から、 めに応じ、 必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとすること。 基本構想の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、 各市町村の区域を超えた広域的な見地 (第二十五条関係)

三 移動等円滑化促進方針及び基本構想の評価等

市 町 村 は、 移動等円滑 化促進 方針又は 基本構 記想を作成した場合においては、 おおむね五年ごとに、 移

動 .等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、 分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要

あると認めるときは、 移動等円滑化促進方針又は基本構想を変更するものとすること。

が

(第二十四条の三及び第二十五条の二関係)

四 市町村による情報の収集、整理及び提供等

1 移 動等円 滑化 促進方針 又は基本構想には、 移動等円滑化に関する情報の収集、 整理及び提供に関す

る事項を定めることができるものとすること。

2 移動 等円滑化促 進 方針 又は基本構 想に おい て、 市 町 村が行う移動等円滑化 に関する情 報 \mathcal{O} 収

整

理 及び 提供に関 す る事 項 がが 定め 5 ħ たときは、 市 町 村 は、 当該 移 動 等 円 滑 化 促 進方 針 又は当 該 基 本構

想に基づき移動等円滑化に関する事項につい ての情報の収集、 整理及び提供を行うものとすること。

(第二十四条の七及び第四十条の二第一項関係)

3 公共交通事業者等及び道路管理者は、 2 D 情報 \mathcal{O} 収集、 整理 及び 提供を行う市町村 の求 8 が あ 0 た

ときは、 高 齢 者、 障害者等が 旅客施品 設及び特定道 路 を利用 用 するために必要となる情 報 を当 該 市 町 村 に

提 供 な け れ ば ならな 1 ŧ 0 とし、 路 外 駐 車 場管理 者等、 公園: [管理者] 等 及び 建築主 等 は、 当 該 市 町 村

 \mathcal{O} 求めが、 あったときは、 高齢 者、 障害者等が特定路外駐車場、 特定公園施設及び特別 特定建築物 を利

用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないものとすること。

(第二十四条の八及び第四十条の二第二項関係)

第七 移動等円滑化施設協定

移 動 等 南 滑 化促 進 地 区 内 又は 重点整 備 地 区 内 の 一 寸 の土 地 の 土 地 所有者等は、 その全員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 合 意に より

高 齢 者、 障害者等が円滑に利用することができる案内所等の整備又は管理に関する事項等を定め る移

動等円滑化施設協定を締結することができるものとすること。

移動等円滑化施設協定は、 市 町 7村の認 可を受けなけ ればならないものとするとともに、 当該認可の公

告のあった移動等円滑化施設協定は、 その公告のあった後において当該移動等円滑化施設協定区域内の

土地所有者等となった者に対しても、 その効力があるものとすること。

(第五十一条の二関係)

第八 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第九 附則

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、 第二、第三、第五及び第七の改正規定等は、平成三十一年四月一日から施行す

るものとすること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めるものとすること。

(附則第二条及び第三条関係

三 この法律 い施行が 状況に関する検討規定を設けるものとすること。

(附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとすること。

(附則第五条関係)